奈良市外郭団体の統廃合に関する指針

奈 良 市

平成23年1月

目 次

はじめに	1
1.統廃合の背景	2
(1)外郭団体を取り巻く環境の変化 (2)統合のメリット	3
(3)統廃合の検討基準	3
2.統廃合案	5
3.統廃合の推進にかかる事務	6
(1)組織体制の整備	6
(2)統廃合にかかるスケジュール	6
(3)統廃合にかかる留意点	6
4. 資料編	8
(1)奈良市の外郭団体等	8
(2) 奈良市行財政改革大綱(抜粋)	9
(3) 奈良市都市経営戦略会議 行財改革推進に関する建議(抜粋)	9
(4) 統廃合に係るスケジュール表	10

はじめに

本市において外郭団体は、これまで市民のニーズに即した多様なサービスを提供し、 行政を補完、代替、支援する組織として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、指定管理者制度や市場化テスト等、「民間にできることは民間に」を 基本に官民の役割分担が見直される中、とりわけ公の施設の管理を主たる業務にしてい る外郭団体においては、存在そのものの意義が問われる状況となっている。

また、平成20年12月から新しい公益法人制度が施行されたことにより、平成25年11月末までに現行の特例民法法人は、公益財団法人・公益社団法人となるか、あるいは一般財団法人・一般社団法人となるかの選択が迫られている。

本市では、「奈良市行財政改革大綱(平成18年2月改訂)」において、外郭団体に対しては、自助努力による経営の独立性を基本とし、職員の適正配置や人事交流、研修、組織機構の簡素化・合理化、情報公開に努め、経営の健全化・透明化を図るとともに、実情に応じて整理・統廃合を行うこととして外郭団体の経営の健全化に取り組むことを位置づけたところである。

また、平成18年11月に奈良市都市経営戦略会議から提言のあった「行財政改革推進に関する建議」においても、外郭団体の統廃合及び団体の職員・役員の人数精査について着実な遂行が求められている。

上記の大綱・建議を踏まえ、平成25年度までの「奈良市行財政改革実施計画」が策定され、外郭団体の経営の健全化において、経営の改善、統廃合による事務の効率化を図ることとされているが、外郭団体が今後も効果的・効率的に市民のニーズに対応できる組織として存続していくため、外郭団体の統廃合について、より迅速に対処できるよう、「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」を策定する。

1. 統廃合の背景

(1)外郭団体を取り巻く環境の変化

指定管理者制度の導入

これまで公の施設の管理運営を外部に委託するには、市が出資している法人や公共的団体等に限られていたが、平成15年の地方自治法改正により、民間事業者等を指定して管理運営を行わせることができるようになった。この地方自治法の改正を受け、市では「奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」(平成17年奈良市条例第85号)及び「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」(平成17年9月策定、平成18年12月・平成22年6月改正)を定め、これらに基づき指定管理者制度を導入・運用してきた。

こうした状況を受け、これまで市の施設の管理運営を受託してきた外郭団体が、 今後も指定管理者として選定されるためには、民間事業者等との競争を乗り越え ていくことが必要となり、その前提として、各団体が自らの特徴や強みを活かし て経営基盤を強化するとともに、市民サービスの向上に積極的に取り組んでいく 必要がある。

公益法人制度の改革

国の行政改革の一環として、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、平成20年12月1日から新しい公益法人制度が始まり、これまでの行政庁による監督という主務官庁制から準則主義に変更されるなど、大幅な改革が実施された。

この制度改革を受け、各法人には公益法人又は一般法人への移行、あるいは他の法人への転換等の選択が迫られている。また、いずれの形態を選択するにせよ、法人自らが責任を持って自主的、自律的に運営を行えるようガバナンス()、組織経営基盤をこれまで以上に強化する必要がある。

景気の低迷と厳しい財政事情

長引く景気の低迷による雇用情勢の悪化、市税収入の減少、他の中核市と比較 して多い地方債残高等、市の厳しい財政事情は依然続いており外郭団体も含めた 行財政改革を推進する必要がある。

ガバナンス…組織・共同体が自らを健全に統治すること

(2)統合のメリット

統合のメリットとしては、下記の事項が挙げられる。

競争力の強化

理事会、会計、労務管理等に要する事務費、人件費の削減、常勤役員の削減等、 管理部門の統合による事業運営の効率化・コスト削減及び人材の活用による事業内 容の充実が期待でき、民間事業者との競争力を高めることができる。

統合による組織及び職員の活性化

組織規模の拡大により職域が広がり、多様な職場、職種等での勤務が可能となって、組織の活性化と職員の勤労意欲や能力の向上により、新しい発想が生まれ、新規事業の展開、既存事業の見直しに繋がるものと考えられる。

経営の安定

規模の拡大による財務基盤の強化に加え、事業の多角化により事業リスクの分散を図ることで、指定管理者制度や市の委託事業の見直しに際しても、柔軟な対応が可能となり、経営の安定化に繋がると考えられる。

基本財産の市による積極的な活用

各団体は奈良市等の出資による多額の基本財産を有しているが、低金利が長く続いており、今後も金利が大きく上昇することは想定し難いことから、統合で各財団の基本財産をまとめたところで、基本財産の運用による収入に財源として大きな期待を寄せることはできない。

一方で、市の財政状況は芳しくないことから、統合により設置された新財団については、基本財産は適正な規模を確保することとし、残りは市による積極的な活用を図る。

(3)統廃合の検討基準

廃止

ア 設置目的や存在意義の薄れた団体

設置目的をおおむね達成したとみられる団体や事業目的そのものが社会的 ニーズを失っている団体、民間企業等で類似の事業が実施され、同等あるいは それ以上のサービスが提供されているような団体は廃止する。また、社会情勢 の変化により行政が直接関与する必要性が高まった事業についても、行政の体 制整備が完了した時点で同様に団体を廃止する。

イ 赤字基調が続き、今後も回復の見込みがない団体

社会経済環境の変化による構造的要因等により赤字基調が続く団体はその 原因の調査・分析を踏まえ、今後も経営の健全化が見込めない場合は廃止する。

統合

ア 設置目的が類似又は事業領域が関連している団体

類似の事業を行っている場合は、人材、情報等を有効に活用するため、統合により業務の効率化や管理部門の合理化を図る。

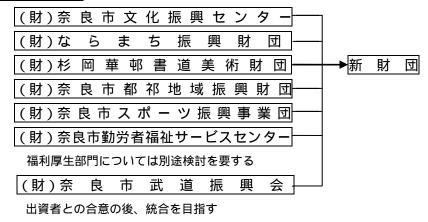
イ 事業規模の小さい団体

事業規模が小さく、事業費に比して管理コストが大きくなる等、独立した団体として維持することが困難な団体は、原則として類似団体との統合を行う。

2. 統廃合案

市の外郭団体については、前記の統合のメリット及び統廃合の検討基準を踏まえて、 次のとおり統廃合の方針を示すものとする。

統合する団体



廃止する団体

- (株)都祁総合開発
- (財)奈良市商業振興センター
- (財)奈良市防災センター

経営改善のうえ存続する団体

(株)奈良市清美公社 奈良市市街地開発(株)

(社福)奈良市社会福祉協議会

法人格変更のうえ存続する団体

- (財)奈良市生涯学習財団
- (社)奈良市シルバー人材センター
- (社)奈良市観光協会

その他の団体

(財)奈良市駐車場公社経営検討委員会において検討する

(財)奈良市学校給食会

今後の学校給食のあり方を踏まえて検討する

印は、市からの出資はないが、経営等に市が関与している団体

3. 統廃合の推進にかかる事務

(1)組織体制の整備

外郭団体連絡調整会議の設置

この指針を実施するにあたり、各団体間における協議・調整を円滑に行うため、 外郭団体所管課長と外郭団体の代表者で構成する外郭団体連絡調整会議を設置す る。

外郭団体所管課

外郭団体所管課は、この指針に基づき、所管する外郭団体に対し、適切な指導・ 監督を行う。

(2) 統廃合にかかるスケジュール

外郭団体の統廃合については、平成24年3月末までに完了するものとする。

なお、各財団が公の施設の指定管理者として指定されている期間中であっても、解散した場合は指定を引き継ぐことは出来ないことから、公の施設の指定管理者を再度指定(議決事項)する、あるいは施設を市が直営するか又は休廃止にするかの選択が必要となる。

この場合において、各団体の事務負担及び財務リスクを最小限に抑える観点から、 指定管理者を再度指定するにあたっては、指定の残期間を、公募によらないで選考 することを可とする。

(3) 統廃合にかかる留意点

統合の方法

手続面での確実性の観点から、各財団の解散に先立って一般財団法人を設立し、解散する各財団の人員及び業務の引き継ぎに備えるものとする。

なお、特例民法法人は理事会の決議による解散が出来なくなったことから、平成23年度に開催する理事会において、定款中に平成24年3月末までを存続期間とする規定を挿入することにより解散するものとする。

外郭団体プロパー職員の雇用

外郭団体の統廃合の過程において生じるプロパー職員()の雇用問題については、本来外郭団体自らの責任において取り組むべきものであるが、市は行政を補完する役割を外郭団体に委ねてきた経緯や、設置者、指導監督者としての責務から、外郭団体と協調してプロパー職員の雇用の確保に取り組む。

(外郭団体の対応)

ア 新規採用の凍結による雇用調整

プロパー職員の新規採用については、専門性が必要とされる職種に限定するなど中長期的な雇用調整を推進することとする。なお、プロパー職員の新規採用にあたっては事前に市の承認を得ることとする。

イ 勧奨退職制度の導入の検討

自らの意思にもとづく雇用の流動化を促進するため、勧奨退職制度の導入を検討する。

(市が支援する事項)

ア 外郭団体間転籍の推進

各外郭団体の業務量の変化に対応して、プロパー職員の雇用継続のため、団体 相互の転籍を推進する。

イ 市の業務への従事

プロパー職員を有効に活用するために、市の業務においてその専門知識や経験を活かせる分野を模索し、外郭団体からの派遣等により市の業務に従事できる手法を検討する。

プロパー職員…当該団体の正規職員

4.資料編

(1) 奈良市の外郭団体等

外郭団体

番号	団体の名称	所管部局	出資	出資金
			割合	(百万円)
1	財団法人奈良市駐車場公社	企画部 交通政策課	100%	20
2	財団法人奈良市文化振興センター	市民活動部	100%	10
		文化・スポーツ振興課	100%	
3	財団法人ならまち振興財団	市民活動部	100%	260
		文化・スポーツ振興課	100%	
4	財団法人杉岡華邨書道美術財団	市民活動部	100%	100
		文化・スポーツ振興課	100%	100
5	財団法人奈良市都祁地域振興財団	市民活動部	100%	30
J		文化・スポーツ振興課	100/0	
6	財団法人奈良市スポーツ振興事業団	市民活動部	100%	10
0		文化・スポーツ振興課	100%	
7	財団法人奈良市生涯学習財団	市民活動部 生涯学習課	100%	50
8	株式会社奈良市清美公社	環境清美部 企画総務課	100%	10
9	株式会社都祁総合開発	観光経済部 観光交流課	100%	84
10	財団法人奈良市商業振興センター	観光経済部 商工労政課	50%	50
11	財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター	観光経済部 商工労政課	100%	100
12	奈良市市街地開発株式会社	都市整備部 都市計画課	100%	300
13	財団法人奈良市防災センター	消防局 総務課	100%	100
	財団法人奈良市武道振興会	市民活動部		-
14		文化・スポーツ振興課	-	
15	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	保健福祉部 福祉総務課	-	-
16	社団法人奈良市観光協会	観光経済部 観光交流課	-	-
17	社団法人奈良市シルバー人材センター	観光経済部 商工労政課	-	-
18	財団法人奈良市学校給食会	学校教育部 保健給食課	-	-

地方三公社(本指針とは別に対処する法人)

番号	団体の名称	所管部局	出資	出資金
			割合	(百万円)
1	奈良市土地開発公社	建設部 土木管理課	100%	5

(2)奈良市行財政改革大綱(抜粋)

(6)外郭団体の経営の健全化

外郭団体においては、団体の目的、事業内容、果たしている役割、組織や職員の状況等を点検し、経営の健全化及び業務の効率化・活性化を図るとともに、統廃合を 進める。

管理運営の改善

運営にあたっては、自助努力による経営の独立性を基本とし、中長期的視野に立って、職員の適正配置や人事交流、研修、組織機構の簡素化・合理化、情報公開に努め、経営の健全化・透明化を図るとともに、質の高いサービスの提供に努める。

また、土地開発公社については、保有土地の利活用方針の確定を行い、経営健全化 計画を策定し、計画的な買戻しにより経営の健全化を図る。

整理・統廃合の推進

外郭団体の設立目的に照らしながら、業務の効率化など改善の観点から、将来のあり方について検討を行い、実情に応じ整理・統廃合を行う。

(3)奈良市都市経営戦略会議 行財政改革推進に関する建議(抜粋)【外郭団体の見直し】

市が出資している財団法人の統廃合については、別表8に掲げる案についてさらに精査し、着実な遂行を求める。また、各外郭団体の設立趣旨及び活動の内容を踏まえ、さらに外郭団体の統廃合を検討すべきである。また、各外郭団体の職員・役員の必要人数を十分に精査すべきである。

なお、奈良市駐車場公社に関しては、民間移管を視野に入れて検討すべきである。

(4) 統廃合に係るスケジュール表

市 外郭団体 H23年1月 統廃合に係る指針 策定 主務官庁との調整(奈良県及び県教育委員会) 新財団の役員候補者選出・打診 H23年1月~4月 規約等の整理 各財団 理事会開催 定款の改正 H23年4月·5月 【存続期間規定を挿入】 H23年7月1日 新財団設立 (予定) H23年9月·10月 指定管理者選定委員会 開催 H23年11月·12月 指定管理者指定議案の提出 H24年3月31日 解散 H24年4月1日 新財団 活動開始 H24年4月以降 清算人の選出・清算手続